

23年7月12日

動物愛護法の再認識を求める陳情書

国見町議会議長
佐藤 忠美 殿

【陳情の趣旨】

- 1、動物遺棄は犯罪であることを再認識してください。
- 2、繁殖と虐待の因果関係を再認識してください。

【陳情理由】

国見町 山崎 館のある一家が、猫に不妊手術を受けさせず、産ませては遺棄していた。一家は、不特定多数者から批判を受けて、やっと、オス2匹に去勢を受けさせたが、メス3匹も飼っていて不妊手術をしない。

一家は「あと一匹だけ増やしたい」と言うが、猫は一度に4～5匹産む。3匹のメスが5匹ずつ産んだら15匹になる。一匹だけを飼い、14匹は捨てるのでしょうか。もともとメスが3匹いるので次々に産まれます。その都度、遺棄を繰り返すつもりなのでしょうか。

飼い主が一匹だけ増やしたいと考えたところで、一匹しか産まないということはありません。あと一匹だけ増やしたいなら、保健所から不幸な命を一匹引き取って、不妊手術を受けさせて大切に飼ってあげるべきではありませんか。

一家は遺棄はしないとしても、今後は、繁殖と衰弱死、繁殖と交通事故死、繁殖と病死、繁殖と野良化を繰り返すことになるでしょう。これらは自然淘汰ではありません。虐待飼育にあたります。一家は『虐待飼育宣言』をしたといえます。

一家は福島県全体の農家の評価を下げました。実情を知り、福島産の農作物は全てボイコットしようという人が増えています。放射線問題では福島県産でも気にしないと言ってくれた人達が、猫の虐待飼育に対する抗議の不買運動をするそうです。つまり一家は他の農家に悪影響を与えたのです。

【動物愛護法】

●愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。●愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。
●愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。●繁殖制限の努力義務～～努力義務とは努力する義務があるのであって、努力した証がなければ努力義務に反します。

※別添資料あり 繁殖と虐待の因果関係

【陳情者】 二本松アニマルポリス
yahoo!から「二本松アニマルポリス」で検索
〒960-8066 福島市矢剣町11-3
星野節子
024-563-7650 (tel fax)